

平成21年7月2日

第87回定時総代会議事録

富国生命保険相互会社

第 87 回定時総代会議事録

富国生命保険相互会社

平成 21 年 7 月 2 日（木曜日）午前 10 時 30 分、東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号、富国生命本社 28 階会議室に於て、全取締役 13 名（秋山智史、村山良樹、山本幹男、古屋勝正、米山好映、平井堅治、歌田勝弘、一色浩三、酒井均、昼間勉、林敏広、藤原利秀、秋川貞）および全監査役 5 名（前田周一、今井明雄、根津嘉澄、大橋光夫、望月朗宏）が出席し、第 87 回定時総代会を開催した。

1. 開会

午前 10 時 30 分、定款第 20 条の定めにより、代表取締役社長秋山智史が議長となり、議長席にて開会を宣した。

まず、議長は、現総代数は 119 名であるが、本日の出席総代が、委任状による議決権行使 13 名を含めて合計 117 名であることを報告し、本定時総代会の議案の決議に必要な定足数を充足しているため、適法に成立した旨を述べた。（※その後 5 名が出席したため、出席者は委任状による議決権行使 10 名を含め合計 119 名となった。）

次いで、本日上程される議案のうち第 3 号議案は、定款第 40 条に定める特別決議による事項であり、また、その他の議案は定款第 21 条に定める普通決議による事項であることを述べた。

2. 議事の経過の要領およびその結果

1) 監査報告

議長は、まず、前田常勤監査役に監査報告を求めた。同監査役は、監査の方法および結果は監査役会監査報告書記載のとおりであること、また、平成20年7月に金融庁より受けた業務改善命令について、業務改善計画に基づき取り組みがなされていることを確認している旨を述べた。また、本日の定時総代会に提出の全ての議案および書類は法令、定款に適合しており、不当な事項はない旨を述べた。

2) 報告事項の報告

議長は、平成20年度事業報告の件、平成20年度計算書類報告の件、ならびに相互会社制度運営報告の件について、スライドを用い報告を行う旨を述べた。

ア. 平成20年度事業報告の件

平成20年度事業報告について、事業の経過、事業の成果などを報告した。

イ. 平成20年度計算書類報告の件

平成20年度計算書類報告について、貸借対照表、損益計算書を中心に前年度からの増減理由も含め、主な項目について報告した。

さらに、決算の重要な指標として、基礎利益の状況、逆ざや等の状況、ソルベンシー・マージン比率を報告した。

ウ. 相互会社制度運営

相互会社の仕組み、総代数およびその数を適正とする考え方、総代の選出方法について報告した。また、平成20年度の総代改選について報告した。さらに平成20年度の評議員会の審議事項、平成20年度のご契約者懇談会開催状況について報告した。

この後、議長は平成20年度事業報告の中の、会社が対処すべき課題について報告した。

3) 質疑

以上、各報告事項終了後、総代から事前に寄せられた以下の質問・意見に対し、議長および担当取締役より回答を行った。

- 保険金等支払い漏れの対応と処理結果の状況について。
- 全国で開催しているご契約者懇談会の集約結果と、その後の具体的な対応施策について。
- 金融危機の影響について。
- 急速に悪化した世界経済の中で、慎重な資産運用により損失の拡大を防いだことを評価。
コンプライアンス意識の向上と、リスク管理に留意した、「お客さま基点」の経営について。
- 一生涯、保険料が上がらない保険について。
- 入院日数に対する給付金の支払い限度について。
- 農協からの保険料口座振替の実施について。
- 適格退職年金から他の制度への移行期限が近づく中、富国生命の取り組みについて。
また、契約者である企業が不利益変更の無効を退職者から主張された場合の富国生命の対応について。
- 昨年度、生命保険会社が破綻したことを受け、富国生命における経営方針について。

なお、事前に寄せられた質問に関連し、以下の席上質問・意見があり、担当取締役より回答を行った。

- 会社により給付金支払いの日数制限が異なるケースがあると思うが、どのような方法で確認するのがよいか教えてほしい。

その後、議長は、報告事項の報告、および事前質問への回答を終了する旨を述べ、総代に質疑に関する発言を求めたが、他に出席総代からの発言はなかった。

4) 決議事項の審議

議長は、決議事項である第1号から第5号までの各議案について、それぞれ説明

し採決を行う方法で審議を進めたい旨を述べ、総代に異議を問うたが、満場異議はなかった。

第1号議案 平成20年度剰余金処分案承認の件

議長は、別添資料（第1号議案資料）等に基づき、平成20年度剰余金処分案について説明を行うとともに、社員配当比率および資本基盤の充実のための方策について説明を行った。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

議長は、別添資料（第2号議案資料）等に基づき、社員配当準備金分配について説明し、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第3号議案 定款一部変更の件

議長は、定款の一部について別添資料（第3号議案資料）等のとおり変更したい旨を述べ、まず最初に、基金の再募集に伴う定款の一部変更について、その理由と概要を説明し、次に、取締役の任期の変更に伴う定款の一部変更について説明を行った。

その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第4号議案 評議員10名選任の件

議長は、現評議員全員が本総代会終結の時をもって任期満了となるので、別添資料（第4号議案資料）のとおり、評議員として、小笠原建夫、加藤夙、手島忠、中平幸典、根津公一、野中郁次郎、堀内光一郎、堀内行蔵、八代ひろよ、和田勝の10名を選任したい旨を述べ、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。

第5号議案 取締役11名選任の件

議長は、第3号議案が承認可決され、取締役の任期が1年に短縮されたことに伴い、現取締役13名全員が本総代会終結の時をもって任期満了となることを述べた。議長は、別添資料（第5号議案資料）のとおり、秋山智史、村山良樹、山本幹男、古屋勝正、米山好映、平井堅治、歌田勝弘、一色浩三、酒井均、林敏広、秋川貞の11名を取締役として選任したい旨を述べた。なお、歌田勝弘および一色浩三の2名については社外取締役の候補である旨を説明した。また、現取締役の昼間勉および藤原利秀の2名については、本総代会終結と同時に任期満了により取締役を退任するが、引き続き執行役員として業務執行にあたる旨を説明した。その後、議長は、本議案について異議を問い、採決したところ、満場異議なく原案どおり承認可決された。選任された11名は全員就任を承諾した。

3. 閉会

以上をもって本定時総代会の議案全部を議了したので、議長は、午後0時11分第87回定時総代会の閉会を宣した。

以上の議事の経過および決議を明確にするため、この議事録を作成した。

平成21年7月2日

富国生命保険相互会社

第87回定時総代会

議事録の作成に係る職務を行なった取締役の氏名

代表取締役社長 秋山智史

以上

第1号議案 平成20年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は、次頁に記載のとおりであります。

当期末処分剰余金566億6,018万8,720円及び不動産圧縮準備金取崩額772万2,225円の計566億6,791万945円のうち、287億7,298万6,749円を当期の剰余金処分量とし、残額の278億9,492万4,196円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

また、当期の処分につきましては、社員配当準備金に178億5,698万6,749円を繰入れ、その他を損失てん補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。なお、任意積立金の100億円は、基金の償却に充てるため基金償却準備金として積立てるものであります。

平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで） 剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	56,660,188,720
任 意 積 立 金 取 崩 額	7,722,225
不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額	7,722,225
計	56,667,910,945
剰 余 金 処 分 額	28,772,986,749
社 員 配 当 準 備 金	17,856,986,749
差 引 純 剰 余 金	10,916,000,000
損 失 て ん 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	716,000,000
任 意 積 立 金	10,000,000,000
基 金 償 却 準 備 金	10,000,000,000
次 期 繰 越 剰 余 金	27,894,924,196

（注）差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

1. 平成20年度末社員配当準備金573億1,773万7,562円と、平成20年度剰余金から繰り入れました178億5,698万6,749円との合計額751億7,472万4,311円の中から、普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。

2. 平成21年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

(1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

① 5年ごと利差配当付保険契約

[I] 普通配当

利差益配当金

責任準備金に、予定利率と保険種類に応じた次の利差益配当率を乗じた額を割り振り、利息を加えた額を普通保険約款の定めるところによりお支払いします。

予定利率2.0%未満の契約は1.80%と予定利率との差、

予定利率2.0%以上の契約は1.60%と予定利率との差。

ただし、予定利率2.0%未満の契約において

一時払契約は1.40%と予定利率との差、

養老保険及び個人年金保険の平準払契約は0

とします。

[II] 特別配当

普通保険約款に規定する、契約日から所定年数を経過し、かつ所定の条件を満たす保険契約に対する配当金は次のとおりです。

a. 5年ごと高額加算特別配当金

平成21年度に5年ごとの応当日を迎える契約に対して、保険金額が3,000万円以上かつ保険料払込中であることを要件として、

契約日が平成11年4月1日以前の契約は保険金額10万円につき10円、

契約日が平成11年4月2日以降の契約は保険金額10万円につき0円

とします。

b. 5年ごと健康特別配当金

平成21年度に5年ごとの応当日を迎える契約に対して、保険金額に、保険種類・被保険者の年齢・性別及び払込方法に応じた率に基づき算定した特別配当率を乗じた額とします。

契約日が平成16年度の10年更新型定期保険特約・保険金額1,000万円・40歳加入・男性・月払の場合について例示しますと、2,300円となります。

c. 5年ごと医療特別配当金

平成21年度に5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対して、過去5年間に入院給付金の支払がないことを要件として、入院日額に、保険種類・被保険者の年齢及び性別に応じた率に基づき算定した特別配当率を乗じた額とします。

契約日が平成16年度の5年ごと利差配当付新医療保険（120日型）・入院日額10,000円・40歳加入・男性の場合について例示しますと、5,234円となります。

d. 毎年の健康特別配当金

契約日が平成19年4月1日以前の契約に対して、契約日から5年以上経過していることを要件として、保険金額に、保険種類・被保険者の年齢・性別及び払込方法に応じた率に基づき算定した特別配当率を乗じた額とします。

契約日が平成16年度の10年更新型定期保険特約・保険金額1,000万円・40歳加入・男性・月払の場合について例示しますと、1,800円となります。

e. 長期継続契約に対する消滅時特別配当金

0円とします。

ただし、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合にはその金額をお支払いします。

ただし、上記〔I〕及び〔II〕a, b, c, dを合算し、合計額が負値の場合は0円とします。

② 利益配当付保険契約

[I] 普通配当

a. 死差益配当金

危険保険金に、被保険者の年齢・性別・予定死亡表の区分及び配当回数に応じた死差益配当率を乗じた額とします。

50歳・男性・第5回全会社生命表・配当回数10回目以降の場合について例示しますと、危険保険金10万円につき77円となります。

b. 費差益配当金

保険金額に、保険種類・保険金額・予定維持費率及び配当回数に応じた費差益配当率を乗じた額とします。

定期付養老保険及び定期付終身保険について例示しますと、

契約日が平成11年4月2日以降の契約は、養老保険部分及び終身保険部分について配当回数1回目は0円、2回目以降は保険金額10万円につき25円、定期保険特約部分について配当回数1回目は0円、2回目以降は保険金額10万円につき10円

となります。

また、保険金額が2,000万円を超過する部分については、

配当回数4回目から9回目の契約は保険金額10万円につき5円ないし30円、配当回数10回目以降の契約は保険金額10万円につき30円ないし60円を加算します。

更に、契約から5年ごとの応当日が到来する契約で保険金額が2,000万円を超過する部分については、保険金額10万円につき30円を加算します。

その他の保険種類については、これを基準として定めた額とします。

c. 利差益配当金

責任準備金に、予定利率と保険種類に応じた次の利差益配当率を乗じた額とします。

予定利率2.0%未満の契約は1.80%と予定利率との差、
予定利率2.0%以上3.0%以下の契約は1.60%と予定利率との差、
予定利率3.0%超4.0%以下の契約は1.40%と予定利率との差、
予定利率4.0%超の契約は1.30%と予定利率との差。

ただし、予定利率2.0%未満の契約において

個人年金保険の一時払契約は1.10%と予定利率との差、
災害死亡給付金付個人年金保険の一時払契約は1.40%と予定利率との差、
災害死亡給付金付個人年金保険の平準払契約および貯蓄保険契約は0
とします。また、予定利率が2.25%以下の養老保険の一時払契約は、
保険期間10年未満の場合は0.70%と予定利率との差、
保険期間10年以上の場合は1.10%と予定利率との差
とします。

d. 災害及び疾病関係配当金

災害死亡部分

特約種類及び被保険者の性別に応じて、特約保険金額10万円につき、5円
ないし165円とします。

災害入院部分（主契約に組み込まれている場合も含みます。）

災害入院日額1,000円につき、10円ないし330円とします。

疾病入院部分（主契約に組み込まれている場合も含みます。）

疾病入院日額1,000円につき、30円ないし530円とします。

成人病入院部分

契約日が昭和62年4月2日以降の成人病特約で成人病入院日額1,000円
につき50円とします。

ただし、上記〔I〕a, b, c, d を合算し、合計額が負値の場合は0円とします。

〔II〕特別配当

長期継続契約に対する消滅時特別配当金

責任準備金比例特別配当金、保険料比例特別配当金ともに0円とします。

ただし、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合にはその金額
をお支払いします。

(2) 団体定期保険契約

各団体の被保険者数及び更新時の加入率に応じて死差益額に6%ないし9.7%を乗じた額とします。

(3) 総合福祉団体定期保険契約

各団体の被保険者数及び支払率に応じて死差益額に14.0%ないし98.7%を乗じた額とします。

(4) 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

予定利率が2.0%未満の契約については責任準備金に、1.80%と予定利率との差を乗じた額とし、予定利率が2.0%以上の契約については0円とします。

(5) 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a.各団体の被保険者数に応じて死差益額に10%ないし9.7%を乗じた額
- b.各団体の被保険者数に応じて団体信用生命保険3大疾病保障特約の死差益額に7%ないし8.5%を乗じた額

ただし、a又はbにおいて死差損となる場合は、その死差損額を他方の死差益額と通算します。

(6) 団体終身保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a.各団体の被保険者数に応じて死差益額に2.5%ないし9.5%を乗じた額
なお、個人扱については個人保険の死差益配当率を使用します。
- b.経過責任準備金に、1.30%と予定利率との差を乗じた額

ただし、a, bの合計額が負値の場合は0円とします。

(7) 心身障害者扶養者生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a.死差益額に9.5%を乗じた額、死差損の場合は死差損の額
- b.経過責任準備金に、1.40%と予定利率との差を乗じた額

ただし、a, bの合計額が負値の場合は0円とします。

- (8) 確定給付企業年金保険契約
0円とします。
- (9) 新企業年金保険(H14)契約
次のa, bの合計額とします。
a.利差益配当金は0円
b.各団体の被保険者数に応じて遺族年金特約の死差益額に50%ないし95%を
乗じた額
- (10) 厚生年金基金保険(H14)契約
0円とします。
- (11) 新企業年金保険契約及び企業年金保険契約
次のa, bの合計額とします。
a.利差益配当金は0円
b.各団体の被保険者数に応じて遺族年金特約の死差益額に50%ないし95%を
乗じた額
- (12) 厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約
0円とします。
- (13) 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約
次のa, bの合計額とします。
a.利差益配当金は0円
b.死差益額に95%を乗じた額、死差損の場合は死差損の額
ただし、a, bの合計額が負値の場合は0円とします。
- (14) 拠出型企業年金保険(H14)契約
次のa, bの合計額とします。
a.利差益配当金は0円
b.各団体の被保険者数に応じて遺族年金特約の死差益額に50%ないし95%を
乗じた額
- (15) 有期利率保証型確定拠出年金保険契約
0円とします。

- (16) 勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約
経過責任準備金に、1.80%と予定利率との差を乗じた額とします。
ただし、その額が負値の場合は0円とします。
- (17) 医療保障保険契約（団体型）
各団体の被保険者数に応じて死差益額に25%ないし70%を乗じた額とします。
- (18) 団体就業不能保障保険契約
各団体の被保険者数に応じて死差益額に10%ないし30%を乗じた額とします。

第3号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を、次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の趣旨

- (1) 自己資本の一層の充実を図るため、150億円の基金の再募集を行うことにともない、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の活性化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、総代からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮することにともない、所要の変更を行うものであります。
- (3) 以上の変更以外に、削除された附則を整理して条文の繰上げを行うものであります。

2. 変更案及び変更理由

変更案及び変更理由は、次表「定款変更 新旧対照表」のとおりであります。

定款変更 新旧対照表

（注：_は変更部分）

現行定款	変更案	変更理由
<p>第2章 基金</p> <p>（基金の総額） 第6条 当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、<u>710</u>億円とする。</p> <p>第7章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役） 第24条 当会社の取締役の員数は15名以内とする。 2 取締役は総代会において選任する。 3 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。</p> <p>第9章 計算</p> <p>（損失てん補準備金） 第35条 当会社は、損失てん補準備金を<u>710</u>億円まで積立てるものとする。</p>	<p>第2章 基金</p> <p>（基金の総額） 第6条 当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、<u>860</u>億円とする。</p> <p>第7章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役） 第24条 （同 左） 2 （同 左） 3 取締役の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。</p> <p>第9章 計算</p> <p>（損失てん補準備金） 第35条 当会社は、損失てん補準備金を<u>860</u>億円まで積立てるものとする。</p>	<p>○150億円の基金の募集を行なうことにともない基金の総額を増額します。</p> <p>○取締役会の活性化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、総代からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮いたします。</p> <p>○基金の総額の増額にともない、損失てん補準備金の積立限度額を860億円に変更します。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（平成13年7月3日付改正に関する経過措置） <u>第1条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。</u> <u>（1）平成13年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年内とする。</u> <u>（2）平成13年度に募集した基金の全額が償却された時。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>	<p>○既に失効している規定のため削除します。</p>
<p>（平成16年7月2日付改正に関する経過措置） <u>第2条 第1号から第5号までの経過措置を設け、第6号に定める時をもって本条の規定を削除する。</u> <u>（1）平成16年に選出される総代の定数は、定款第17条第1項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。</u> <u>（2）平成16年に行なう総代の選出に関する総代候補者選考委員会の構成については、定款第22条第3項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。</u> <u>（3）定款第17条第1項の規定により増員される総代については、平成18年にその選出を行なう。</u> <u>（4）定款第16条第1項の規定にかかわらず、前号の総代の任期は2年とし、任期を4年として重任することは妨げない。ただし、通算6年を限度とする。</u></p>	<p>（平成16年7月2日付改正に関する経過措置） <u>第1条</u> （同 左） <u>（1）</u> （同 左） <u>（2）</u> （同 左） <u>（3）</u> （同 左） <u>（4）</u> （同 左）</p>	<p>○附則第1条が削除されたこととともない、1条繰り上げます。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 理 由
<p>(5) 定款第22条第3項の規定にかかわらず、第3号の総代の選出に関する総代候補者選考委員は、平成17年3月期決算に関する定時総代会で選任されるものとする。</p>	<p>(5) (同 左)</p>	
<p>(6) 平成24年に到来する総代の任期満了の時。</p>	<p>(6) (同 左)</p>	
<p>(平成18年7月4日付改正に関する経過措置)</p>	<p>(平成18年7月4日付改正に関する経過措置)</p>	<p>○附則第1条が削除されたこととともない、1条繰り上げます。</p>
<p>第3条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。</p>	<p>第2条 (同 左)</p>	
<p>(1) 平成18年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年以内とする。</p>	<p>(1) (同 左)</p>	
<p>(2) 平成18年度に募集した基金の全額が償却された時。</p>	<p>(2) (同 左)</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>(平成21年7月2日付改正に関する経過措置)</p>	
	<p>第3条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。</p>	<p>○平成21年度に募集する基金の償却に関する事項を規定します。</p>
	<p>(1) 平成21年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年以内とする。</p>	
	<p>(2) 平成21年度に募集した基金の全額が償却された時。</p>	

現 行 定 款	変 更 案	変 更 理 由
<p><u>（平成18年7月4日付改正に関する経過措置）</u></p> <p><u>第4条 第1号および第2号の経過措置を設け、第3号に定める時をもって本条の規定を削除する。</u></p> <p><u>（1）第6条に定める基金の総額のうち、310億円を超える額については、平成19年3月31日までの当会社の決定した日を払込期日とする基金の募集を当社が行なった場合に、その払込期日に効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>（2）経済情勢の変化その他やむを得ない事情により、前号に定める払込期日までに払込みのあった基金の額と310億円の合計額が710億円に満たない場合には、第6条に定める基金の総額および第35条に定める損失てん補準備金の積立限度額は、その払込期日から平成18年7月5日以降最初に開催される総代会の開催日までに限り当該合計額に変更されるものとし、当該開催日以降の基金の総額および損失てん補準備金の積立限度額は、当該総代会において決定する。</u></p> <p><u>（3）前号の総代会の終結の時。</u></p>	<p>（削 除）</p>	<p>○既に失効している規定のため削除します。</p>

現行定款	変更案	変更理由
<p>(新 設)</p>	<p><u>(平成21年7月2日付改正に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条第1号および第2号の経過措置を設け、第3号に定める時をもって本条の規定を削除する。</u></p> <p><u>(1) 第6条に定める基金の総額のうち、710億円を超える額については、平成22年3月31日までの当会社の決定した日を払込期日とする基金の募集を当社が行なった場合に、その払込期日に効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>(2) 経済情勢の変化その他やむを得ない事情により、前号に定める払込期日までに払込みのあった基金の額と710億円の合計額が860億円に満たない場合には、第6条に定める基金の総額および第35条に定める損失てん補準備金の積立限度額は、その払込期日から平成21年7月3日以降最初に開催される総代会の開催日までに限り当該合計額に変更されるものとし、当該開催日以降の基金の総額および損失てん補準備金の積立限度額は、当該総代会において決定する。</u></p> <p><u>(3) 前号の総代会の終結の時。</u></p>	<p>○平成21年度に募集する基金の払込期日及び効力発生日に関する事項を規定します。</p> <p>○基金の募集の結果、基金の総額が860億円に満たない額となる場合には、次回の総代会まで基金の総額及び損失てん補準備金の積立限度額はその額に変更される旨、ならびに次回の総代会で基金の総額及び損失てん補準備金の積立限度額を変更決定する旨を規定します。</p>

第4号議案 評議員10名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、評議員全員が任期満了となりますので、評議員10名の選任をお願いするものであります。

評議員候補者は次のとおりであります。

（敬称略・五十音順）

氏 名	主 たる 職 業	備 考
小笠原 建 夫	元 株式会社東京流通センター代表取締役社長	重 任
加 藤 勉	京王電鉄株式会社代表取締役社長	重 任
手 島 忠	元 株式会社ニチレイ代表取締役社長	重 任
中 平 幸 典	信金中央金庫理事長	新 任
根 津 公 一	株式会社東武百貨店代表取締役社長	重 任
野 中 郁次郎	一橋大学名誉教授	重 任
堀 内 光一郎	富士急行株式会社代表取締役社長	重 任
堀 内 行 蔵	法政大学教授	重 任
八 代 ひろよ	弁護士	新 任
和 田 勝	国際医療福祉大学大学院教授	重 任

（注）主たる職業は平成21年5月1日現在

第5号議案 取締役11名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、取締役 村山 良樹、山本 幹男、平井 堅治、歌田 勝弘、一色 浩三、昼間 勉、藤原 利秀、秋川 貞の8氏が任期満了となります。

また、取締役 秋山 智史、古屋 勝正、米山 好映、酒井 均、林 敏広の5氏は、平成20年定時総代会で選任され、現在の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとなりますが、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、今回の定時総代会の終結の時をもって任期が満了することとなります。

また、取締役 櫻井 祐記は平成21年6月18日付、杉本 治彦は平成21年6月24日付をもって任期途中で退任いたします。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況
あき やま とも ふみ 秋 山 智 史 (昭和10年 8月13日)	昭和34年 4月 当会社入社 昭和57年 5月 財務部長 昭和59年 7月 取締役 平成元年 3月 常務取締役 平成10年 7月 代表取締役社長 平成21年 4月 代表取締役社長社長執行役員 現在に至る (当会社における担当) 営業本部
むら やま よし き 村 山 良 樹 (昭和20年 4月28日)	昭和44年 4月 当会社入社 平成 8年 7月 保険計理人兼主計部長 平成13年 7月 取締役 保険計理人兼主計部長委嘱 平成15年 4月 常務取締役 保険計理人兼主計部長委嘱 平成15年 7月 常務取締役 保険計理人 平成21年 4月 取締役常務執行役員 保険計理人 現在に至る (当会社における担当) リスク管理統括部、経理部、主計部
やま もと みき お 山 本 幹 男 (昭和23年 3月 5日)	昭和46年 4月 当会社入社 平成10年 4月 有価証券部長 平成13年 7月 取締役 有価証券部長委嘱 平成14年 7月 取締役 人事部長並びに関連事業部長委嘱 平成14年 10月 取締役 人事部長委嘱 平成15年 4月 常務取締役 人事部長委嘱 平成15年 7月 常務取締役 平成21年 4月 取締役常務執行役員 現在に至る (当会社における担当) 秘書室、総務部、人事部、運用資産管理室、不動産部、 資産運用リスク管理部、関連事業部

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況
<p>ふる や かつ まさ 古 屋 勝 正 (昭和25年 1月28日)</p>	<p>昭和48年 4月 当会社入社 平成10年 4月 営業本部部長 平成10年 7月 業務部部長 平成13年 7月 近畿ブロック長兼大阪北支社長 平成14年 7月 取締役 近畿ブロック長兼大阪北支社長委嘱 平成15年 1月 取締役 業務部長委嘱 平成16年 10月 取締役 総合営業推進部長委嘱 平成17年 7月 常務取締役 平成21年 4月 取締役常務執行役員 現在に至る (当会社における担当) 市場開発部、総合営業推進部、機構団信室、法人業務部</p>
<p>よね やま よし てる 米 山 好 映 (昭和25年 6月23日)</p>	<p>昭和49年 4月 当会社入社 平成10年 4月 総合企画室長 平成14年 7月 取締役 総合企画室長委嘱 平成17年 7月 常務取締役 平成21年 4月 取締役常務執行役員 現在に至る (当会社における担当) 総合企画室、監査部</p>
<p>ひら い けん じ 平 井 堅 治 (昭和24年 3月 5日)</p>	<p>昭和47年 4月 当会社入社 平成10年 4月 国際部長 平成14年 7月 有価証券部長 平成17年 7月 取締役 有価証券部長委嘱 平成18年 8月 取締役 株式部長委嘱 平成19年 9月 常務取締役 平成21年 4月 取締役常務執行役員 現在に至る (当会社における担当) 株式部、資金債券部、融資部、特別勘定運用室、財務企画部 (当会社における副担当) 不動産部</p>
<p>うた だ かつ ひろ 歌 田 勝 弘 (大正14年 8月26日)</p>	<p>昭和56年 6月 味の素株式会社 代表取締役社長 平成元年 6月 同社代表取締役名誉会長 平成 3年 6月 同社名誉会長相談役 平成 7年 6月 同社相談役 平成15年 7月 同社特別顧問 現在に至る 平成15年 7月 当会社取締役 現在に至る</p>

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況
いっ しき こう ぞう 一 色 浩 三 (昭和21年 1月28日)	昭和44年 7月 日本開発銀行入行 平成13年 6月 日本政策投資銀行理事 平成17年 5月 株式会社テクノロジー・アライアンス・インベストメント 取締役会長 平成19年 7月 当会社取締役 現在に至る
きか い ひとし 酒 井 均 (昭和24年 3月17日)	昭和46年 4月 当会社入社 平成 9年 3月 千代田支社長 平成10年 4月 営業本部部長 平成10年 7月 営業企画部長 平成14年 7月 取締役 営業企画部長委嘱 平成17年 1月 取締役 北陸ブロック長兼富山支社長委嘱 平成20年 4月 取締役 平成21年 4月 取締役執行役員 現在に至る (当会社における副担当) お客さまサービス企画室、お客さまサービス部、契約医務部、 保険金部、契約管理部
はやし とし ひろ 林 敏 広 (昭和24年 3月16日)	昭和47年 4月 当会社入社 平成 2年 3月 宮崎支社長 平成13年 7月 業務部部長 平成15年 1月 近畿ブロック長兼大阪北支社長 平成16年 7月 取締役 近畿ブロック長兼大阪北支社長委嘱 平成16年 10月 取締役 業務部長委嘱 平成19年 4月 取締役 平成21年 4月 取締役執行役員 現在に至る (当会社における担当) コンプライアンス統括部、支払監査室
あき かわ ただし 秋 川 貞 (昭和26年10月13日)	昭和51年 4月 当会社入社 平成13年 4月 四国ブロック長兼高松支社長 平成17年 1月 顧客サービス部長 平成18年 4月 お客さまサービス部長 平成19年 7月 取締役 お客さまサービス部長委嘱 平成20年 4月 取締役 業務部長委嘱 平成21年 4月 取締役執行役員 業務部長委嘱 現在に至る (当会社における担当) 営業企画部、業務部

- (注) 1. 取締役候補者秋山 智史氏は、当会社に住宅資金借入債務として4百万円があります。また、取締役候補者一色 浩三氏は、当会社に住宅等資金借入債務として8百万円があります。（残高は平成21年4月末現在）その他の候補者と当会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者歌田 勝弘及び一色 浩三の両氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由について
- (1) 取締役候補者歌田 勝弘氏は、現在当会社の社外取締役であり、また、味の素株式会社の代表取締役社長を経て同社の特別顧問を現任されており、同氏の豊富な知見・経験等を当会社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものであります。
- (2) 取締役候補者一色 浩三氏は、日本政策投資銀行の理事を経て、株式会社テクノロジー・アライアンス・インベストメントの取締役会長を務められました。同氏の豊富な知見・経験等を当会社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者とするものであります。
4. 当会社は、保険金等の支払漏れ等が多数多額に上ったうえ、経営管理態勢及び業務運営態勢に一層の改善の必要性が認められるとして、平成20年7月3日に金融庁より保険業法第132条第1項にもとづく業務改善命令を受けております。
- (1) 取締役候補者歌田 勝弘氏は、業務改善命令に対して、再発防止の実効性等について確認を行う等、その職責を果たしております。
- (2) 取締役候補者一色 浩三氏は、業務改善命令に対して、再発防止の実効性等について確認を行う等、その職責を果たしております。
5. 当会社の社外取締役に就任してからの年数（本総代会終結の時まで）
- (1) 取締役候補者歌田 勝弘氏の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって6年間であります。
- (2) 取締役候補者一色 浩三氏の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって2年間であります。
6. 当会社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、任務懈怠により会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を取締役候補者歌田 勝弘氏及び取締役候補者一色 浩三氏と締結しております。同2氏の再任が承認された場合は、当会社は同2氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況については、平成21年5月1日現在であります。